

広島市条例第 34 号

令和 8 年 6 月 26 日

広島市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市市税条例の一部を改正する条例

広島市市税条例（昭和 29 年広島市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 6 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項第 1 号中「第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において」を「以下」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）
は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同

じ。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。）（退職手当等（第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において施行令第 48 条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）

若しくは特定親族（合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）

を有する者

第３６条の３の３第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第４８条の９の７の３」を「第４８条の９の８」に改め、同項を同条第５項とし、同条中第３項を第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に」を「同条第１項の規定による申告書に」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を提出する」を「同条第１項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第３１４条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第６３条中「及び」を「又は」に、「土地に」を「土地又は家屋に」に改め、「、家屋にあつては２０万円」を削り、「１５０万円」を「１８０万円」に改める。

附則第７条中「から令和９年度まで」を「以後」に改める。

附則第８条の３第１項中「令和２０年度」を「令和２５年度」に、「令

和 7 年」を「令和 1 2 年」に改める。

附則第 8 条の 4 中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

附則第 9 条第 1 項中「令和 9 年度」を「令和 1 2 年度」に改める。

附則第 1 0 条第 1 項中「附則第 7 条の 2 第 4 項」の右に「（法附則第 7 条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第 1 1 条の 2 中第 1 7 項を第 2 1 項とし、第 1 0 項から第 1 6 項までを 4 項ずつ繰り下げ、第 9 項の次に次の 4 項を加える。

1 0 法附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

1 1 法附則第 1 5 条第 2 4 項第 2 号に規定する条例で定める割合は、5 分の 3 とする。

1 2 法附則第 1 5 条第 2 4 項第 3 号に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

1 3 法附則第 1 5 条第 2 4 項第 4 号に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附則第 1 1 条の 2 に次の 1 項を加える。

2 2 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附則第 1 1 条の 3 第 2 項中「附則第 7 条第 3 項」を「附則第 7 条第 6 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 7 条第 4 項」を「附則第 7 条第 7 項」に改め、同条第 8 項第 2 号中「附則第 1 2 条第 8 項」を「附則第 1 2 条第 1 0

項」に改め、同条第9項中「附則第12条第12項第1号ロ」を「附則第12条第14項第1号ロ」に改め、同条第10項第2号中「附則第12条第15項」を「附則第12条第17項」に、「同条第8項」を「同条第10項」に改め、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第12項中「附則第12条第20項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第13項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第6号中「附則第12条第25項」を「附則第12条第27項」に改め、同条第14項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第13項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第32項」を「附則第12条第34項」に改め、同条第15項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第14項各号」に改め、同条第16項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第15項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第32項」を「附則第12条第34項」に改め、同条第17項中「附則第7条第17項各号」を「附則第7条第20項各号」に改め、同条第18項各号列記以外の部分中「附則第7条第18項」を「附則第7条第21項」に、「附則第12条第20項」を「附則第12条第22項」に改め、同項第5号中「附則第7条第18項」を「附則第7条第21項」に改め、同条第21項中「附則第7条第17項各号」を「附則第7条第20項各号」に改める。

附則第20条の3の5第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改める。

附則第 2 1 条の 2 第 1 項中「令和 8 年度」を「令和 1 1 年度」に改め、同条第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 1 1 年度」に、「附則第 3 4 条の 2 第 5 項」を「附則第 3 4 条の 2 第 6 項」に、「附則第 3 4 条の 2 第 1 0 項」を「附則第 3 4 条の 2 第 1 2 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 3 号から第 1 5 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 3 3 年法律第 3 0 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 1 5 年法律第 7 7 号）第 5 6 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 2 6 条第 1 項及び第 2 項中「令和 8 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 0 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号から第 5 号までに掲げる規定以外の規定 公布の日

- (2) 第36条の2第1項第1号、第36条の3の2第1項第2号、同条第5項並びに第36条の3の3第1項及び第5項の改正規定、同項を同条第6項とする改正規定、同条第4項の改正規定、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とする改正規定、同条第2項の改正規定、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定並びに附則第7条及び第8条の3第1項の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和9年1月1日
- (3) 第63条の改正規定及び附則第5項の規定 令和9年4月1日
- (4) 第34条の6第2項並びに附則第8条の4及び第10条第1項の改正規定、附則第21条の2第2項の改正規定（「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに同条に1項を加える改正規定並びに附則第4項の規定 令和10年1月1日
- (5) 附則第11条の3第2項、第5項及び第8項第2号、同条第9項及び第10項第2号並びに同条第11項から第18項まで及び第21項の改正規定 令和11年4月1日
- 2 改正後の広島市市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の広島市市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

3 新条例附則第8条の3第1項の規定は、個人の市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、個人の市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号）第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築

等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 新条例附則第21条の2第4項の規定は、個人の市民税の所得割の納税義務者が附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

6 新条例附則第11条の2第10項から第13項までの規定は、令和8年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「新法」という。)附則第15条第24項第1号から第4号までに規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課すべき令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第11条の2第22項の規定は、令和8年4月1日以後に新法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われる同項に規定する改修特別特定建築物に対して課すべき令和9年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用する。